



平成 29 年 8 月 8 日

沖縄県那覇市壺川 1-4-15
行政書士法人 なか
Tel(098)855-7003
Fax 855-7005

I. 経営事項審査 <社会性(W点)>

国土交通省の中央建設業審議会において、今後の建設産業政策の方向性が示され、経審の改正案が承認されました。

- ・働き方に関する評価の拡充（社会保険未加入に関する減点強化）
- ・法律違反への対応の厳格化
- ・地域貢献に関する評価の拡充（防災活動への貢献・建設機械の保有状況）

平成 30 年 4 月以降の申請から適用予定です。下線は現在の評価点

- ① **社会保険未加入企業のW点** : 0点 ⇒ **マイナス評価**
- ② **防災活動への貢献状況(W3)の加点幅を拡大** : 15点 ⇒ **20点**
- ③ **建設機械保有状況(W7)の加点方法の見直し** : 1台1点 (上限 15点)
⇒ **1台5点**、2台6点・・・7台11点、8.9台12点、10.11台13点、
12.13台14点、14.15台15点 (上限 15点)
※**営業用ダンプトラックも建設業の用途なら評価対象 (詳細は未定)**

II. 沖縄県の最低賃金

厚生労働省の中央最低賃金審議会において、今年度の改定目安が取りまとめられ公表されました。H29年10月より改定される見込みです。

現在：**714円** ⇒ H29年10月～：~~**736円**~~ (沖縄県の引上げ額 ~~**22円**~~)
最新情報！

沖縄県労働局発表 最低賃金の23円引き上げを答申！！
737円 (沖縄県の引上げ額 **23円**)

建設業許可・経審・入札参加申請の「技術者」が最低賃金を下回る場合、評価対象にはなりません。(役員は除く)

最低賃金は重要な確認事項となりますのでご注意ください！！(今後も毎年上昇する予定)

社会保険標準報酬月額：**12.6万円以上**にて確認されます。(沖縄県の場合)